

佐賀県GAP推進協議会設置要領

(目的)

第1条

佐賀県内で生産される農産物について消費者・流通業者の信頼を確保し、「安全・安心」の評価を高めることにより佐賀農業の発展を図るため、関係機関・団体が一体となって佐賀県GAP（農業生産工程管理）の取組拡大を図ることを基本としながら、将来的には海外輸出も見据えた国際水準GAP（GLOBAL. G. A. P（GGAP）、JGAP等）の認証取得の取組を推進することを目的に、『佐賀県GAP推進協議会』（以下「協議会」という。）を設置する。

(取組事項)

第2条

協議会は、次に掲げる内容について協議等を行う。

- (1) 県内における佐賀県GAP及び国際水準GAPの周知・取組に関する事項
- (2) GAPの指導員の育成に関する事項
- (3) 農業者に対するGAP研修に関する事項
- (4) GAPに関する流通関係の情報共有
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条

協議会の構成は、別表のとおりとする。

- 2 協議会に会長1名、副会長1名を置き、会長は佐賀県農林水産部副部長、副会長は佐賀県農業協同組合中央会農政営農部長をもってあてる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
- 4 協議会は、別表の構成員の他、会長が必要と認める者から意見を聴くことができる。

(会議)

第4条

協議会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 協議会は、会長が招集する。

(事務局)

第5条

協議会の事務局は、佐賀県農林水産部園芸課内に置く。

(細則)

第6条

その他、協議会の運営に関し必要な事項は別途会長が定める。

(附則)

この要領は、平成29年7月24日から施行する。

別表

【協議会構成】

組織名等	役職	備考
佐賀県農業協同組合中央会	農政営農部長	副会長
佐賀県農業協同組合	営農部長、園芸部長、直販事業部長	
唐津農業協同組合	営農部長	
伊万里市農業協同組合	営農畜産部長	
株式会社佐賀青果市場	総務部副部長	
佐賀県農業会議	業務課長	
佐賀県	農林水産部副部長	会長
	農林水産部農政企画課長	
	農林水産部農産課長	
	農林水産部園芸課長	事務局
	農業技術防除センター所長	
	産業労働部流通・通商課長	